

毎月  
第3日曜日  
は

# 「家庭の日」



「家庭の日」は、家族そろって笑顔で過ごす時間をつくりましょう。

**家庭の日とは？** 山形県では、県民総ぐるみで、子育て支援・少子化対策を推進し、安心して子どもを産み、育てることができる社会を実現するため「山形県子育て基本条例」を制定いたしました。

条例には、子育てにおいて家庭が果たす役割が重要であるため、家族のきずなを大切にする「家庭の日」を設けました。

毎月第3日曜日を「家庭の日」として、家族の語らいや親子のふれあいをおおして、子どもを育む家族の素晴らしさや家庭の大切さを家庭や地域で見つめ直す運動を進めています。